

令和 8 年 1 月吉日

会員・関係者各位

公益社団法人八王子市シルバーパートナーズセンター

令和 7 年分の確定申告等に関するお知らせ

日頃から当センター事業にご参画いただきありがとうございます。

令和 7 年 1 月～12 月の期間、請負就業実績のある会員全員へ「令和 7 年分 配分金支払証明書」を圧着ハガキにて郵送いたしました。

郵便事情によりますが、1 月 27 日前後、遅くとも月末までにはお手元に届く予定です。

つきましては、郵送した証明書内に掲載できなかった「税務署への所得税申告判断」及び「インボイス(適格請求書)制度による消費税の取扱い」についてお知らせいたしますので、就業実績のある方は以下のことについてご確認ください。

※令和 7 年分税制改正では「基礎控除の見直し」「給与所得控除の見直し」があります。

※派遣就業の給与については実績のある会員全員に東京しごと財団より「源泉徴収票」が送付されており、配分金とは仕組みが異なるためここでは省略いたします。

税務署への所得税 確定申告判断について

① 配分金収入のみの場合

[年間配分金 - 必要経費等の控除額 65 万円] の差額が [基礎控除額 + 配偶者控除額及び扶養控除額 + その他の控除額] の合計額を超えている場合、確定申告が必要です。

※区分により配偶者や扶養の控除額は異なりますので、ご自身の状況に応じて申告必要額をご確認ください。

[令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について | 国税庁
所得の種類・収入・必要経費の範囲等.pdf \(nta.go.jp\)\(外部リンク\)](#)

② 配分金収入と公的年金収入のみの場合

公的年金が 400 万円超の場合、又は 400 万円以下であっても配分金収入が 85 万円を超える場合は確定申告が必要です。(必要経費等の控除額 65 万円に「公的年金等に係る雑所得以外の所得金額」上限 20 万円を加算した額)

なお、生命保険契約等に基づく年金は公的年金等には含まれませんのでご注意ください。

[年金受給者の確定申告不要制度 | 政府広報オンライン \(gov-online.go.jp\)\(外部リンク\)](#)

③ 配分金・派遣事業給与以外のお問い合わせ

◆配分金・公的年金以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については税務署へお尋ねください。 【八王子税務署 : 042-697-6221】

◆所得税確定申告が必要ない場合であっても住民税申告が必要な場合があります。詳細は担当課へお尋ねください。 【八王子市財政部住民税課: 042-620-7219】

【インボイス(適格請求書)制度による消費税の取扱いについて】

配分金は請負契約に基づき働いた対価として支払われる報酬であり、消費税を含む内税方式でお支払いをしています。

本来会員皆様も取得消費税と支払消費税の差額を税務署へ納税しなければならないのですが『課税売上高が1,000万円以下の事業者は納税義務が免除される』ため、多くの方が免税事業者(非課税事業者)となります。

なお、インボイス制度施行後の現在もこの納税義務免除は適用されるため、ご自身で課税事業者登録をされない限りは前述のとおり、納税不要となります。

~~~~~  
~~~~~

【税制に関するセンターの状況とスマスマ登録の協力依頼】

余談ではありますが、シルバー人材センター(法人)では令和5年度以降、ほとんどの免税事業者(会員)の配分金にかかる消費税額を代わりに納付する義務が新たに生じており、納税額の大幅増額が運営上の大きな課題となっています。

公益事業を行う国の補助団体として納税額増により資金難に陥ることのないよう、市や都・国に対して支援要請や制度改革の要望を続けているほか、様々な経費削減に取り組み、安定した運営を目指しています。

経費削減だけでなく、法律や時代に合わせたデジタル化推進(ICT活用)を目指し、必要に応じて事務の見直しを進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

特に、センター活動の利便性向上やフリーランス新法への対応に大きく関係してくるSmile to Smile(スマスマ)の利用推進を進めていますので、スマートフォンやパソコン等、インターネット環境をお持ちの方はご登録をお願いいたします。

以上になりますが、配分金や派遣賃金などシルバー人材センター就労での収入に関してご不明な点等ございましたら事務局までお問い合わせください。